

新たな文化観光コンテンツ発掘事業補助金交付事務取扱要領

(令和6年8月30日決裁)

改正 令和7年7月1日決裁

(趣旨)

第1条 この事務取扱要領は、金沢市内において、文化観光コンテンツを拡充し、本市への誘客を推進するため、新たな文化観光コンテンツ造成に要する費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この事務取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商品化

金沢市観光協会公式サイト 金沢旅物語内 「かなざわ自由時間」（以下「かなざわ自由時間」）に掲載することをいう。

(2) 新たな文化観光コンテンツ

金沢の文化（歴史、芸術、建築、工芸、食、伝統芸能等）をテーマとして各事業者が新規で造成した観光コンテンツのことをいう。

既存の文化観光コンテンツであっても、新規要素を足すことにより、新規の文化観光コンテンツであると理事長が特に認める場合は、新たな文化観光コンテンツとして取り扱う。

※単に飲食や景品、サービス等の提供を主体とするものを除く

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を、理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、必要に応じて、「その他、申請者の活動内容や実績等がわかる資料」を添付しなければならない。

3 理事長は、第1項の申請書に記載すべき事項の一部又は前項に規定する添付書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第4条 理事長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助金の交付の条件)

第5条 理事長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合(理事長が認める軽微な変更をする場合を除く。)においては、理事長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) その他理事長が必要があると認める事項

2 前項第1号又は第2号に規定する理事長の承認を受けようとする者は、補助事業(／変更／中止／廃止／)承認申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

(決定の通知)

第6条 理事長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。ただし、理事長は、特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 理事長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 理事長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により、補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

(補助事業の遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金を他の用途に使用してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(状況報告)

第10条 理事長は、必要があると認める場合は、補助事業者から補助事業の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第11条 理事長は、前条の報告等により、その者の補助事業が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、令和8年2月16日を超えない範囲で、完了後30日以内に、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書(様式第4号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、理事長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 理事長は、補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書(様式第5号)により、その額を補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第14条 理事長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第15条 補助金の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に請求により行うものとする。

(決定の取消し)

第16条 理事長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく理事長の措置に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条の規定は、第1項の措置を行った場合に準用する。

(補助金の返還)

第17条 理事長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を一般社団法人金沢市観光協会に納付しなければならない。

2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 理事長は、やむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞金を減免することができる。

(補助事業者の要件)

第19条 補助金は、次に掲げるすべての要件を満たす新たな文化観光コンテンツ造成

補助事業者（補助金の実績報告の時までに当該要件を満たすものを含む。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 新たな文化観光コンテンツは、翌年度以降、自走にて継続性が見込まれるものであること

(2) 補助事業は、令和7年度中に商品化が完了するものであること

(3) 当該補助金の交付申請、「かなざわ自由時間」の掲載等について、交付申請前に一般社団法人金沢市観光協会と十分に協議を行うこと。

(4) 補助事業が金沢市内で行われるものであること

※補助事業実施地域の一部が市外を含む場合、主たる補助事業実施地域が金沢市内であること

(5) 補助事業は、国、県及びその他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付対象となるものではないこと

(6) 補助事業内容が法令等に違反しないこと

2 前項の規定にかかわらず、一の年度において、一の補助事業者につき、一の新たな文化観光コンテンツに限る。なお、当該補助金で一度商品化したものは、次年度以降、当該補助金の対象外とする。

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものには、補助金を交付しない。

(1) 国又は地方公共団体が主催し、又は共催するもの

(2) その他補助金の交付が不相当であると理事長が認めるもの

（補助金対象経費）

第20条 補助金の交付の対象となる費用は、次のとおりとする。

(1) 新たな文化観光コンテンツ造成に要する費用のうち、次のアからウまでに掲げる費用

ア 広告・宣伝費

広告、パンフレット、動画等の製作

※広告宣伝費は、補助事業を実施するにあたって広告宣伝の必要性があるものに限り、広告宣伝等を主たる目的とする補助事業は認められません。

イ 企画開発費

観光コンテンツ造成のための開発費、外部専門家による指導、
コンサルタント費、翻訳費

ウ その他理事長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する費用は対象外とする。

- (1) 当該補助事業に直接関係のない費用
- (2) 事業実施期間以外に発注、契約、発生した費用
- (3) 経常的経費（光熱水費、人件費、旅費、賃借費、保守管理費、施設整備費、
修繕費、保険料等）
- (4) 本補助金の申請にかかる書類作成等の代行費
- (5) 事務的経費（郵送料、収入印紙、手数料等）
- (6) 備品費
- (7) 一般社団法人金沢市観光協会年間会費、「かなざわ自由時間」登録費
- (8) 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
- (9) その他補助金対象外経費であると理事長が認めるもの

（補助金の額等）

第21条 補助金の額は、一の補助事業につき対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（この額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）以内の額とし、その額は、300,000円を限度とする。

（雑則）

第22条 この取扱要領で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この事務取扱要領は、令和6年8月30日から施行し、同日以後に実施する補助事業等について適用する。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に実施する補助事業等について適用する。